

特別支援学校の学校看護師はどんなことしてるの？

○学校看護師とは

主治医の指示により、県立特別支援学校に通学する幼児、児童、生徒（以下「児童等」とする）の医療的ケア（喀痰吸引、経管栄養等）を行い、子どもたちが安心して学校教育を受けられるよう支援します。

また、校内・校外の会議等に参加し、知識・技術を向上させ教職員への研修の講師を行う等、県立特別支援学校の医療的ケアの推進に努めていただきます。

○医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（喀痰吸引、経管栄養等）を受けることが不可欠である児童等のことを指します。

○医療的ケア：学校看護師が行う医行為

項 目	医療的ケアの内容
1 栄 養	①経管栄養（鼻腔に留置されている管からの注入、胃ろう、腸ろう、口腔ネラトン法） ②I V H中心静脈栄養
2 呼 吸	①口腔・鼻腔内、気管切開部、経鼻咽頭エアウェイ内の吸引 ②気管切開部の衛生管理 ③ネブライザー等による薬液（気管支拡張剤等）の吸入 ④経鼻咽頭エアウェイの装着 ⑤酸素療法、 ⑥人工呼吸器の使用
3 排 泄	①導尿（＊本人が自ら行う導尿を除く）
4 その他	インスリン注射、薬の注入、胃ろう部の衛生管理 等

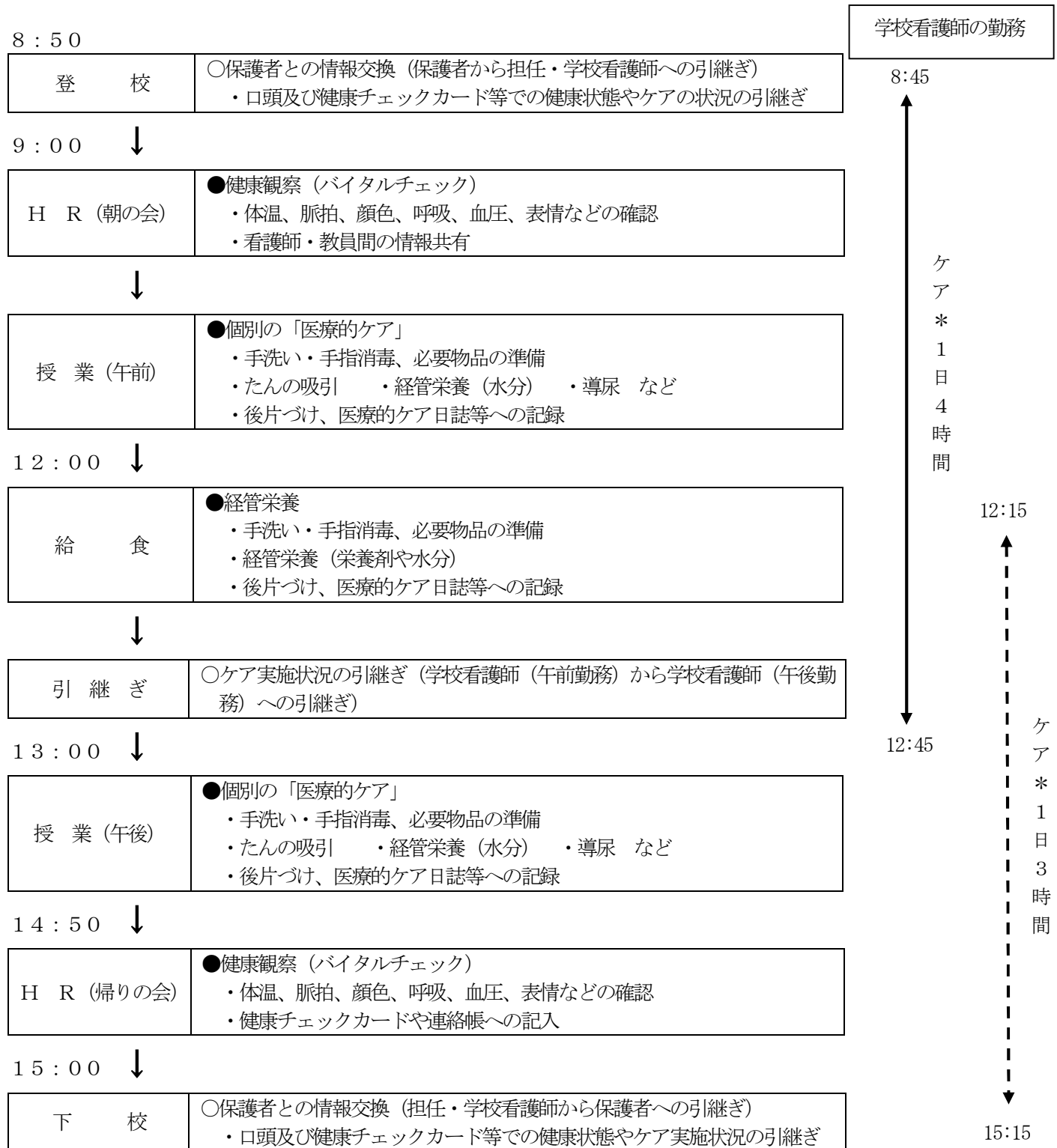
○医療的ケアの実施

学校看護師が主治医からの指示書等に従って、医療的ケアを実施します。

児童生徒の障害の状況、病状、健康状態等により、一人一人対応は異なりますので、医療的ケアの実施においては、一律的に判断するのではなく、保護者、医師、学校看護師、養護教諭等と連携を図り、個々の実施内容・方法について十分に確認した上で対応します。



○特別支援学校における医療的ケアの流れ(例：非常勤学校看護師が2名勤務の場合)



○問い合わせ先

学校看護師に興味や関心をお持ちの方は、下記へ御連絡ください。

栃木県教育委員会事務局特別支援教育課

TEL 028-623-3381

